

「冬季オリンピック・パラリンピック競技団体連絡会議 アスリート部会」 設置要領

(設置)

第1条 「冬季オリンピック・パラリンピック競技団体連絡会議」(以下「連絡会議」という。)は、連絡会議設置要領第7条に基づき、「アスリート部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 部会は、連絡会議の下部組織として、アスリートとしての立場から、冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致に向けた意見交換や招致気運醸成活動などを行う。

(事業)

第3条 部会では、次の活動を進める。

- (1) 冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致に向けた意見交換
- (2) アスリートの立場を活用した招致気運醸成活動
- (3) その他 冬季オリンピック・パラリンピック招致に関すること

(委員)

第4条 部会は、冬季オリンピック・パラリンピックへの出場経験者を対象に、各競技団体が推薦する者をもって構成する。

2 部会は、必要に応じ、有識者や札幌市関係職員等の出席を求めることができる。

(開催)

第5条 部会の開催は、部会長が決定する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、札幌市スポーツ局招致推進部内に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

(附則)

この要領は、平成28年8月22日から施行する。